

長崎市諏訪体育館指定管理者候補者選定審査会

審査報告書

令和6年10月

令和6年10月16日

長崎市長 鈴木 史朗 様

長崎市諏訪体育館
指定管理者候補者選定審査会
会長 高橋 浩二



長崎市諏訪体育館指定管理者候補者選定審査会における審査結果について（報告）

長崎市諏訪体育館の指定管理者の指定に係る申請内容の審査を行いましたので、審査結果について次のとおり報告します。

1 審査結果

- (1) 第一順位 株式会社 ふよう長崎
- (2) 第二順位 株式会社 城保安警備
- (3) 失 格 株式会社 ファーストスター

2 選定審査会の構成

- 会 長 高橋 浩二 (長崎大学人文社会科学域)
- 委 員 黒板 直人 (九州北部税理士会長崎支部)
- 委 員 稲田 純子 (長崎市スポーツ推進委員協議会)
- 委 員 藤田 洋介 (長崎市柔道協会)
- 委 員 中村 篤 (長崎市剣道協会)

3 審査の方法

応募者から提出された申請書類に不備がないか、募集要項に記載された応募資格等の要件を満たしているかを確認し、事業計画書等の内容や面接に基づき評価を行いました。

評価の結果、1団体については、採点結果が失格基準に該当しました。

失格基準に該当しない2団体については、合計点数が最も高い提案を第一順位として選定し、以下、指定管理者として適当と思われる団体までを順位付けを行いました。

なお、審査にあたっては、公平性及び公正性を確保するため、全ての審査において団体名を伏せて実施しました。

4 審査の経緯

回数	開催日	内容
第1回	令和6年7月19日	<ul style="list-style-type: none">・会長の選出・指定管理者制度の説明・募集要項の説明を行い、審査における評価項目及び配点等について詳細に説明を行った上で協議を重ね、決定

第2回	令和6年10月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・審査基準の説明 ・面接審査 ・採点、指定管理者候補者の選定
-----	-----------	--

5 申請団体（届出順）

株式会社 城保安警備
株式会社 ふよう長崎
株式会社 ファーストスター

6 審査結果（採点結果は別紙のとおりです。）

(1) 第一順位 株式会社 ふよう長崎

- ・目的、計画が適切に立てられ、それらに沿ったサービスも考えられている。評価や改善方法も示されている。
- ・武道人口減少調査は良い。対策に期待したい。
- ・人員配置の適正化に努め、それに対応した収支計画が立てられている。緊急時の対応は具体化する必要がある。

(2) 第二順位 株式会社 城保安警備

- ・目的と計画が適切に立てられており、サービス向上にも努めようとしているが、提案に対する工夫が十分でない。
- ・市民のニーズに応じた事業を計画されている。
- ・万一の情報漏洩・流出の対応が良い。

(3) 失格 株式会社 ファーストスター

失格基準である「各大項目のいずれかにおいて配点の50%未満であるとき」及び「技術点の合計点において配点の60%未満であるとき」に該当することから失格となった。

7 審査会総評

(1) 審査を行ってからの総括的な講評

当該施設の現状を改善しようという熱意が感じられ、新しい提案もなされている。具体的な方策が見えてくると良い。

第1順位者、第2順位者は、共にわかりやすいプレゼン内容であったと考える。失格者については、プレゼン資料はすばらしかったが、会話がかみ合わない面が多かったと思う。

資料よりプレゼンをする人の説明力や印象に目がいってしまい、評価が難しい。

(2) 選考審査委員会からの要望

現在の運営に対する評価や要望が周知されているか確認する必要がある。

財務審査に関しては、減価償却の内訳表も添付していただいた方が良い。

(別紙)

採点結果

評価項目			配点	株式会社 ふよう長崎	株式会社 城保安警備	株式会社 ファーストスター
事業計画	施設の設置 目的と計画	施設の効用を最大限に発揮し、施設 の設置目的に沿った成果が得ら れるものであるか	40	28	26	20
	サービスの 向上	施設の利用者の増加や利便性を高 めるための提案であるか	60	42	35	24
	評価と改善	事業の提案に創意工夫や評価・改 善体制があるか	20	15	13	10
基本事項	基本方針	当該施設の管理運営業務につい て、施設の設置目的等に合った基 本方針・理念を持っているか	20	15	15	12
	平等利用の 確保	施設の利用に関し、公平性を確保 する考え方と方策が適切であるか	20	15	14	11
	個人情報の 保護	施設の利用者の個人情報の保護に 関する措置は適切か	20	13	13	12
管理運営 体制	人員配置	職員配置は、当該施設の業務を行 うのに適切か	40	26	30	24
	収支計画・ 施設管理	当該施設の業務に係る収支予算 書・管理に関する基本的事項は適 切であるか	40	26	24	22
	緊急時の対 応	緊急時における、連絡体制等危機 管理体制は適切か	20	13	15	15
価格点	経費	経費は適正か ※上限の範囲内において、一定の 基準額までは経費の削減努力を評 価しますが、その基準額を下回る 場合はサービス水準の低下が懸念 されることから、評価が下がります。	120	115	90	105
合計			400	308	275	255